米政策の変遷と米の生産調整

食料•環境政策学分野平井孝明

<u> 発表内容</u>

- 1. 研究の目的
- 2. 米の生産調整政策の変遷
- 3. 使用したデータ
- 4. 仮説と検証
- 5. 結論
- 6. 引用文献

1.研究の目的

研究の目的

- 米の生産調整政策の変遷と生産調整の実施状況を把握する
- 選択的生産調整下における生産者行動(生産調整の加入要因)を明らかに する

<u> 先行研究のレビュー</u>

- 政策内容の検討
 - (北出, 2003; 横山, 2006; 小池, 2010; 荒幡, 2010; 服部, 2011)
 - ⇒政策の内容に関する考察であり、生産調整の加入要因分析ではない。
- 生産調整の加入要因分析(佐藤, 2009; 伊庭, 2010; 倉田, 2013)
 - ⇒対象年が単年であり、異なる政策間で分析したものではない。

2.米の生産調整政策の変遷

米の生産調整政策の特徴

- 供給量の制限、米価の維持、過剰米の削減が目的
- 補助金がメリット措置
- カルテルのフリーライダーを防ぐために、集落の相互監視機能を利用
- 米以外の自給力向上も政策課題の一つに(1978年~)

食管法時代(1969~1995)の生産調整の特徴

- 価格と流通量を政府が管理
- 食管赤字の削減が目的の一つ
- 盤石の体制で減反目標を達成

食糧法時代(1995~2003)の生産調整の特徴

- 二重価格制を廃止し、市場原理を導入
- 計画外流通米を法認
 - ⇒流通規制の緩和によって、流通ルートの多様化
- 米価下落対策交付金の導入(1998年~)
 - ⇒生産調整のメリット措置
- 地域差はありつつも減反目標を達成

生産調整は選択制ではない

米政策改革(2004~2009)の生産調整の特徴

- 例外扱い的に生産調整に参加しない者の存在を正式に認知
- 転作奨励金を産地づくり交付金に変更
- 集荷円滑化対策の実施
 - ⇒産地づくり交付金と米価下落対策交付金の受給要件
 - ⇒生産調整加入率を把握
- 生産調整非加入者が増加し、地域ごとに生産調整加入率の偏りが生じた

例外扱い的選択制生産調整

米の戸別所得補償制度(2010~2012)の生産調整の特徴

- 補助金内容
 - ◆米の所得補償交付金
 - →全国一律で15,000円/10aを、米の作付面積に応じて交付 生産費を基準に算出されているため、大規模経営体に有利な設計
 - ◆米価変動補填交付金
 - ⇒生産調整へ加入が要件
 - ◆ 水田活用の所得補償交付金
 - →転作作物ごとに全国一律での交付単価
 - ⇒生産調整への参加を要件とはしない

米の戸別所得補償制度(2010~2012)の生産調整の特徴

• 大規模経営体に有利な設計

表1 米の所得補償交付金単価の算出方法

a:標準的な生産費	13,703円/60kg		
b:標準的な販売価格	11,978円/60kg		
c:10aあたり収量	530kg/10a		
交付単価:(a-b)×c÷60≒15,000円/10a			

出所 農林水産省『農業者戸別所得補償制度実施要綱』より作成

注1 標準的な生産費は、米の生産費統計の全国平均における経営費全額と家族労働費の8割の、過去7年中庸5年平均で算出

注2 標準的な販売価格は全銘柄平均の相対取引価格の過去3年平均から流通経費等を差し引いて算出

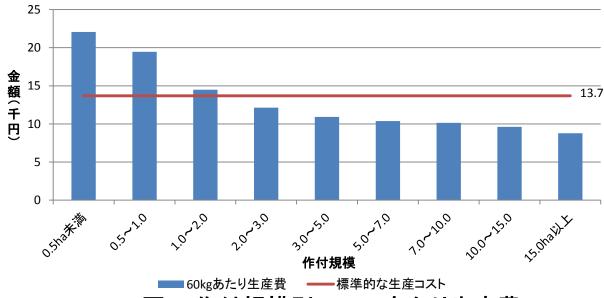


図1 作付規模別の60kgあたり生産費

出所 農林水産省『米と麦の生産費』平成23年 より作成

注1 生産費は、費用合計(物財費+労働費)の値を用いた

注2 13,700円は、戸別所得補償費で補償される「標準的な生産コスト」を示す

米の戸別所得補償制度(2010~2012)の生産調整の特徴

表2 米の戸別所得補償制度の規模別加入率

H23年		0.5ha 未満	0.5ha ∼ 1.0ha	1.0ha ∼ 2.0ha	2.0ha ~ 3.0ha	3.0ha ∼ 5.0ha	5.0ha 以上	計
米の所得補償 交付金 支払対象面積	万 ha	14.7 (13%)	17.6 (16%)	18.7 (16%)	9.4 (9%)	11 (10%)	41.6 (37%)	112.8 (100%)
水稲共済 加入面積	万 ha	25.2	25.8	26.7	13.2	14.4	42.2	142.5
加入率	%	58.3	68.1	69.9	70.8	76.6	98.4	79.1

出所 農林水産省『「水田・畑作経営所得安定対策等」及び「農業者戸別所得補償制度」の実績等について』平成25年5月 より作成 注1 加入率とは、米の所得補償制度交付金支払対象面積を水稲共済加入面積で除した、米の戸別所得補償制度加入率のこと。 注2 括弧内は、全対象面積における割合。

- 選択制であることを周知
- 地域ごとに加入率に偏りがある

より自由度の高い選択制生産調整

表3 米政策改革と米の戸別所得補償制度の制度比較

	11.554514-34 1	
	米政策改革	戸別所得補償制度
	2004年~2009年	2010年~2012年
選択制	例外扱い的	より自由度の高い
选扒啊	選択制生産調整	選択制生産調整
メリット措置	産地づくり交付金 (転作奨励金) 稲作構造改革促進交付金 (米価変動対策交付金)	米の所得補償交付金 米価変動対策補填交付金
ペナルティ	整備事業等への交付金に生産調整 の達成状況等を加味	なし
認定農業者	生産調整に参加することが一つの 条件	生産調整に参加するかどうかは問わない
転作奨励金	生産調整への参加が要件 地域ごとに交付単価を設定できる	生産調整に不参加でも交付 基本的には全国一律の交付単価
生産調整 加入率の 把握方法	集荷円滑化対策加入率	米の戸別所得補償制度加入率

本研究で使用する言葉の定義

• 集荷円滑化対策加入率(%)

米の戸別所得補償制度加入率(%)

算出方法=

米の戸別所得補償交付金の支払い対象面積(10a控除前)(ha) 主食用米の水稲共済加入面積(ha)

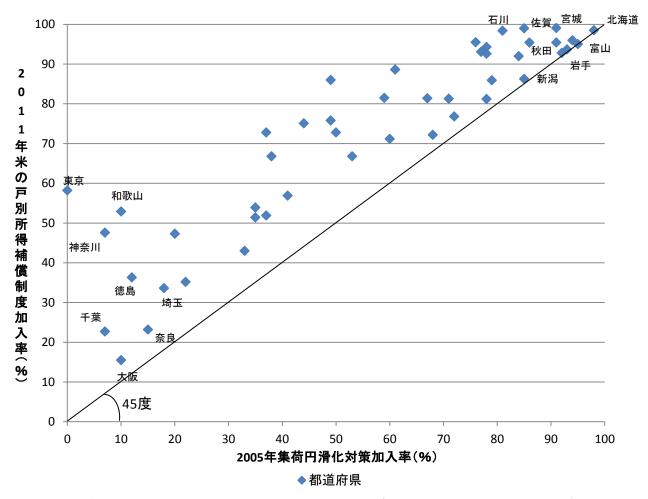


図2 都道府県別集荷円滑化対策及び米の戸別所得補償制度加入率

出所 米穀安定供給確保支援機構HP『集荷円滑化対策の加入状況等の概要』

農林水産省『「水田・畑作経営所得安定対策等」及び「農業者戸別所得補償制度」の実績等について』平成25年5月 より作成注1 集荷円滑化対策加入率は、加入生産者の生産数量目標(t)を都道府県別生産数量目標(t)で除して算出

注2 米の戸別所得補償制度加入率は、米の戸別所得補償交付対象面積(ha)を水稲共済加入面積(ha)で除して算出

⇒生産調整加入率に偏りがある

3. 使用したデータ

被説明変数

- 集荷円滑化対策加入率
- 米の戸別所得補償制度加入率

説明変数

- 系統出荷率:米の検査数量を水稲収穫量で除して算出
- 100kmのあたり直売所数:直売所数を都道府県面積で除して算出
- 庭先販売価格:米の産出額を水稲収穫量で除して算出
- 産出額構成比:農林水産省「農業所得統計」より
- 認定農業者割合:認定農業者のうち、水稲を作付けた単一経営農家と準 単一経営農家の合計値を、経営体数で除して算出
- DIDまで15分未満の水稲集落の割合:水田率30%以上かつDIDまで15 分未満の集落数を、水田率30%以上の総集落数で除して算出
- 借入耕地面積割合:田の借入耕地面積割合を田本地面積で除して算出
- 1haあたり産地づくり交付金単価:交付金総額を減反実施面積で除して 算出

4. 仮説と検証

分析方法

最小二乗法による重回帰分析(米の生産量をウェイトとして利用)

<u>仮</u>	<u>記</u>	予想符号
•	農協と農家のつながりが強い→加入率高い	
	(系統出荷率)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(+)
•	有利販売しやすい→加入率低い	
	(直売所数、庭先販売価格、DID)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(—)
•	所得に対する米の依存度が高い→加入率高い	
	(産出額構成比)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(+)
•	認定農業者率が高い→加入率高い	
	(認定農業者割合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(+)
•	農地が集積されている→加入率高い(2011)	
	(借入耕地面積割合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(+)
•	補助金単価が高い→加入率高い	
	(1haあたり産地づくり交付金単価)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····(+)

記述統計量

表3 2005年記述統計量

	サンプル数	平均值	標準偏差	最小値	最大値
集荷円滑化対策加入率	46	55.0	29.4	0.0	98.0
系統出荷率	46	43.4	19.8	5.2	84.3
100kmがあたり直売所数	46	5.1	5.9	0.9	33.2
庭先販売価格	46	13.4	1.5	7.2	17.5
産出額構成比	46	26.7	18.0	0.3	73.4
DIDまで15分未満の水稲集落の割合	46	40.9	20.1	4.2	94.9
認定農業者率	46	4.4	5.8	0.5	38.1
借入耕地面積割合	46	19.4	6.9	5.1	37.9
1haあたり産地づくり交付金単価	46	131.0	80.6	0.0	393.0
収穫量	46	196.9	164.7	0.8	682.6

注 サンプル数は、沖縄を除いたため46

表4 2011年記述統計量

	 サンプル数	 平均值	標準偏差	 最小値	 最大値
米の戸別所得補償制度加入率	47	72.0	23.6	15.5	99.1
系統出荷率	47	45.1	20.1	0.0	88.4
100kmがあたり直売所数	47	6.6	6.7	1.0	27.4
庭先販売価格	47	13.4	1.3	8.6	15.8
産出額構成比	47	25.7	17.9	0.4	70.8
DIDまで15分未満の水稲集落の割合	47	28.5	15.2	0.0	70.4
認定農業者率	47	6.5	7.1	1.0	46.9
借入耕地面積割合	47	28.3	11.1	5.7	63.3
収穫量	47	178.6	152.1	0.7	634.5

分析結果

表5 加入率を被説明変数とする分析結果

説明変数	2005年	2011年		
系統出荷率	0.619**	0.365*		
ASMC田刊 中中	(2.36)	(1.76)		
100kmのあたり直売所数	-1.569**	-2.064***		
TOOkiiiのたり直が引致	(-2.68)	(-5.17)		
庭先販売価格	0.002	-0.0004		
连无规范训咐	(0.96)	(-0.19)		
産出額構成比	0.226	0.001		
连山银钾	(0.93)	(0.01)		
認定農業者率	-0.547	0.0605		
心 化辰未 日 平	(-1.32)	(0.23)		
DIDまで15分未満の水稲集落の割合	-0.097	-0.145		
DIDよで15万不両の小相未洛の引口	(-0.56)	(-0.80)		
借入耕地面積割合	-0.188	0.825***		
旧人称地国俱司口	(-0.38)	(3.55)		
1haあたり産地づくり交付金	0.161***			
Inaのたり産地 フマッズ Ni 並	(2.97)			
決定係数R2	0.743	0.712		

注1 括弧内はt値を表す

- ⇒<u>系統出荷率、借入耕地面積割合(2011年のみ)、産地づくり交付金</u> 単価が高いほど、生産調整への加入率は高い。
- ⇒100kmのあたりの直売所数が多いほど、生産調整への加入率は低い。

注2 *は10%有意水準、**は5%有意水準、***は1%有意水準を表す

注3 決定係数R2は自由度調整済み

5.結論

系統出荷率と産地づくり交付金が高いほど加入率は高くなった。また、100km あたり直売所数が多いほど加入率は低くなった。このことから、農協とのつながりや補助金交付単価、有利販売のし易さが加入率に影響を与えていると言える。

また、2011年のみ、借入耕地面積割合が高いほど加入率は高くなった。このことから、戸別所得補償制度下でのメリット措置が機能したため、農地が集積し規模拡大が進んでいる地域は、戸別所得補償制度下での生産調整に参加するようになったと言える。

6.引用文献

荒幡克己(2010)『米生産調整の経済分析』農林統計出版、2010年。

伊庭治彦(2010)「小規模経営がモデル対策に加入した要因」『農業と経済』2010年11月、46-55頁。

加藤史彬(2007)「稲作生産調整行動の合理性-生産調整補助金の県間格差-」『2007年度日本農業経済学会論文集』2007 年、6-12頁。

北出俊昭(2003)「米政策改革の特徴と課題」『明治大学農学部研究報告』第135号、2003年、1-22頁、http://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/1490/1/nogakubuhokoku 135 1.pdf、2013年10月31日参照。

倉田翔太(2013)『戸別所得補償制度下における米の生産調整』京都大学農学部卒業論文、2013年。

小池恒男(2010)『米はどう変わった、どう変わる-米政策改革から戸別所得補償制度へ』筑波書房、2010年。

小池恒男(2010)「モデル対策はどう設計されどう実施されようとしているか」『農業と経済』2010年11月、29-43頁。

佐藤赳(2009)「生産調整制度における過剰作付けの都道府県差とその特性-2007年度における急速な米価下落を踏まえて - 1 2009年度日本農業経済学会論文集 2009年、95-101頁。

生源寺眞一(2011)『日本農業の真実』ちくま新書、2011年。

服部信司(2010)『米政策の転換-米政策を総括し、民主党「戸別所得補償制度」を考察する』農林統計協会、2010年。

服部信司(2011)『TPP問題と日本農業』農林統計協会、2011年。

横山英信(2006)「食糧法・新基本法化における農政展開と『経営所得安定対策等大綱』—米政策を中軸に据えて—」『アルテスリベラレス(岩手大学人文社会学紀要)』第79号、2006年12月、43-65頁、http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/2800/1/al-no79p043-065.pdf、2013年10月31日参照。

農林水産省『2005年世界農林業センサス』2005年,2010年。

農林水産省『作物統計』2005年,2011年。

農林水産省『食糧統計年報』2005年,2008年。

農林水産省『生産農業所得統計』2005年,2011年。

農林水産省『第87次農林水産省統計表』2012年。

農林水産省『農業経営改善計画の営農類型別認定状況』平成17年,平成23年、http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=0 00001064209、2013年11月6日参照。

農林水産省『「水田・畑作経営所得安定対策等」及び「農業者戸別所得補償制度」の実績等について』平成25年5月 http://www.maff.go.jp/j/kobetu ninaite/keiei/pdf/130515keiei kobetsu.pdf、2013年11月6日参照。

米穀安定供給確保支援機構HP『集荷円滑化対策の加入状況等の概要』、http://www.komenet.jp/shuka/documents/h21_kanyu_joukyou.pdf、2013年10月10日参照。